

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 滋賀県教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.8 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	120.5 %
全職員	94.4 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— (※)
本庁課長相当職 (校長相当職含む)	99.3 %
本庁課長補佐相当職 (副校長、教頭相当職含む)	97.4 %
本庁係長相当職 (主幹教諭相当職含む)	93.3 %

※「本庁部局長・次長相当職」の対象職員は男性のみ

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.5 %
31～35年	94.7 %
26～30年	93.2 %
21～25年	93.8 %
16～20年	90.3 %
11～15年	84.2 %
6～10年	81.9 %
1～5年	92.1 %

【説明欄】

性別によって、給料や手当の額に差異を設けることはない。

なお、上記の差異が生じている主な要因は以下のとおり。

【任期の定めのない職員】

勤続年数が「6～10年」および「11～15年」においては、男性の平均給与額に対する女性の平均給与額がその他の勤続年数に比べて低くなっている。これは、育児休業による休職等に伴い、基本給の平均支給額が低くなったことが主な要因の一つとなっている。

その他の継続年数においては、基本給については男女間で大きな差異は見られないが、各種手当等の受給状況により一定の差異が生じている。特に扶養手当については、男性が受給者となるケースが多く、差異を生じさせる主な要因の一つとなっている。(扶養手当受給者に占める男性職員の割合：75.5%)

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

「任期の定めのない常勤職員以外の職員」においては、「男女の給与の差異」が100%を超えており、女性の給与が男性よりも高くなっている。これは、経験年数が長い層に占める女性の割合が高く、給与決定に当たっては、経験年数が考慮され、経験年数が長いほど高い給与水準で給与決定がなされることによるもの。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。